ご利用ください「リサイクルプラザ」

担当
リサイクルプラザについて　リサイクルプラザ
☎046(252)7963　FAX046(252)7964
粗大ごみの排出方法について　資源対策課
☎046(252)7560　FAX046(252)7616

リサイクルプラザは、ごみの減量・資源化への取り組みをより一層進めたり、資源の有効利用の啓発を行ったりするための施設です。

リサイクル家具の展示・販売や未使用食器のリサイクルの他、さまざまな催しを開催しています。

○**開館時間**　午前9時～午後5時

○**休館日**　月曜日、祝・休日の翌日

※月曜日が祝・休日の場合は開館し、翌日が休館日になります。

○**所在地**　東原二丁目16番10号

リサイクル家具の展示・販売

リサイクルプラザでは、資源の有効利用の一つの方策として、各家庭から粗大ごみとして出された家具などに補修を施してから展示し、希望者に安価で販売しています（多数抽選）。

◆**12月分の購入申込**

○**抽選・販売日**　12月1日（土）午前10時から

○**ところ**　リサイクルプラザ

○**対　象**　営利を目的としない市内在住・在勤・在学者

○**申込点数**　一人1点

○**申込方法**　11月17日(土)～30日（金）に申込者本人が直接来館（電話・代理の申し込みは不可）

※購入した家具などは各自お持ち帰りください。

粗大ごみの排出方法

一辺が50センチメートル以上、2メートル以内で100キログラム以下（一部を除く）のごみは粗大ごみとして扱い、排出には事前に申し込みが必要です。

一度に出せる粗大ごみは5点までで、市役所地下1階売店や市内のコンビニなどで販売する「座間市証紙（粗大ごみ）」（1枚500円）の添付が必要です。申し込みから収集までは、1週間程度かかります。

詳しくは、申込・問い合わせ先へお問い合わせください。

○**出せるもの**　大型の机・たんす・ソファーなど、面積の大きいじゅうたん・布団など

○**出せないもの**　テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコンなど

申込・問い合わせ先

粗大ごみ受付専用ダイヤル
☎046(252)7560

○**受付時間**　午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝・休日を除く）

最近の消費生活相談事例

担当　広聴人権課　☎046(252)8495　FAX046(252)0220

◆**事例1　点検商法**

突然家に来た男性から、「台風で家が傷んでいるかもしれません、無料で点検しますよ」と言われた。点検を依頼したところ、今すぐ修理が必要と言われ契約したが、よく考えたら非常に高額である。

【アドバイス】

この事例は点検商法と呼ばれ、屋根、床下を点検し、虚偽の説明をし住民の不安をあおり契約をさせます。一定期間内であればクーリングオフが可能です。

また、「火災保険などの損害保険を使って自己負担無く住宅の修理ができる」と勧誘する場合もあります。必ず保険会社に確認しましょう。

◆**事例2　架空請求**

「民事訴訟管理センター」や「法務省管轄支局」などの名称で、「料金が未納なため、訴訟、差し押さえをする」といった内容のはがき・封筒を送り付け不安をあおり、金銭をだまし取る架空請求が多発しています。連絡先へ電話をすると、弁護士や債権回収会社などを名乗る者から現金を送るよう指示されたり、コンビニでプリペイドカードを購入するよう誘導されます。

【アドバイス】

利用していなければ、支払わず、誤って連絡した場合には個人的な情報は伝えないようにしましょう。

また、証拠は保管し、悪質な請求を受けた場合はすぐに警察に届け出てください。

ご利用ください「市消費生活センター」

市消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、消費トラブルの相談などを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

困ったときや、不明なことは市消費生活センターにご相談ください。

○**受付時間**　月曜～金曜日　午前9時30分～正午、午後1時～3時30分（年末年始、祝・休日を除く）

※偶数月の第2水曜日は午後のみ。

○**相談方法**　電話または直接同センター（市役所1階広聴人権課内）へ

○**専用電話**　☎046（252）8490

各種証明書のコンビニ交付サービス

担当　戸籍住民課　☎046(252)8083　FAX046(255)3550

市では、行政サービスのより一層の充実を図るため、コンビニ交付サービスを実施しています。マイナンバー（個人番号）カード（以下「マイナンバーカード」）または住民基本台帳カード（以下「住基カード」）を利用して、全国のコンビニなどのマルチコピー機から各種証明書が取得できます。

○**利用時間**　午前6時30分～午後11時（12月29日～1月3日、点検日を除く）

○**取扱店舗**　マルチコピー機が設置されている全国のセブン－イレブン、ローソン、サークルK・サンクス（11月30日（金）まで）、ファミリーマート、ミニストップ、イオン（本州および四国の店舗のみ）

○**取得できる証明書**

●本人および本人と同一世帯の方の最新の住民票の写し（本籍・筆頭者、世帯主・続柄、マイナンバー（個人番号）、在留情報を記載可）

●本人の印鑑登録証明書（事前に印鑑登録が必要）

●市に本籍がある本人および本人と同一戸籍の方の最新の戸籍証明書（マイナンバーカードのみ利用可）

※直近で戸籍の届け出があった場合、届出内容を反映した証明書を取得できるまでに1～2週間かかります。また、市外在住者は事前に利用登録をする必要があり、登録完了までに1週間程度かかります。本籍地が市外の方の取得方法は本籍地市区町村へお問い合わせください。

○**発行手数料**　▽住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票＝1件250円▽戸籍全部・個人事項証明書＝1件400円（窓口より50円安く取得可）

※証明書交付後の返金はできません。

○**持ち物**　マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が格納されているもの）または住基カード（多目的利用の機能設定がされている有効期間内のもの）

※住基カードの新規発行・機能設定の受け付けは終了しています。

○**利用方法**　マルチコピー機メニュー画面の「行政サービス」ボタンを押下し利用開始（4桁の暗証番号の入力が必要）

※店舗によって画面のデザインが異なります。詳しくは、担当へお問い合わせください。

座間市民カード・住民票等自動交付機

印鑑登録をした際などに交付する座間市民カードでは、コンビニ交付サービスを利用できません。市役所1階アトリウムに設置している住民票等自動交付機でご利用ください（暗証番号登録が必要）。

なお、住民票等自動交付機は機器の老朽化などに伴い平成31年3月31日をもって廃止します。座間市民カードに印鑑登録をしている方は、印鑑登録証明書の交付申請をする際に必要となりますので廃棄せず保管してください。

住民票等自動交付機の廃止後も自動交付サービスをご希望の方は、マイナンバーカードを作成しコンビニ交付サービスをご利用ください（申請は地方公共団体情報システム機構へ）。

コンビニ交付サービス一時休止のお知らせ

次の日程で、各種証明書のコンビニ交付サービスが休止となります。ご理解とご協力をお願いします。
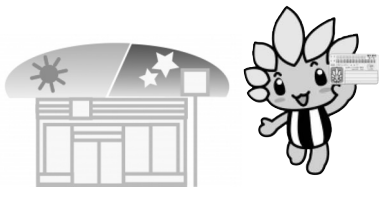
○**とき**　11月27日（火）午後7時30分～11時